

平成20年第4回土岐市議会定例会報告

今議会には、平成20年度補正予算関係3件、条例関係11件、人事案件3件、その他案件3件、決算関係2件の22件が市長から上程されました。

「土岐市教育委員会委員の選任同意について」は、駄知町の塚本孝子さん、肥田町の安藤浩市さんを、「土岐市公平委員会委員の選任同意について」は、泉町の加藤一治さんを選任することに同意しました。「土岐市功労章の授与について」では、北京パラリンピックで銅メダルを獲得されました田中照代さんの功労章授与を可決し、9月26日議場において、授与式が行われました。

予算関係、条例関係、その他の案件1件は、各常任委員会に付託され、9月16、17日に審査し、9月26日の本会議において、すべて原案のとおり可決しました。また、初日に決算特別委員会の設置を可決し、決算関係2件について閉会中の審査を付託しました。10月20日に決算特別委員会を開催し、審査を行いました。12月議会で、委員長報告の後、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

▼「平成二十年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中、歳出の部、所管部分について」は、「商工費の販路開拓支援関連事業費二百五十万円の根拠と、商社及びメーカー数は」との質疑

第二常任委員会

第二常任委員会に審査を付託された案件の主な審査内容は、次のとおりです。

常任委員会の審査報告



（土岐市功労章授与式）

がなされ、「事業費の根拠については、美濃焼のPRということで、会場の借上げ料、パンフレットの作成費用など、事務経費の四分の一程度の費用を運用をしている。また、企業数については商社五社、メーカー八社であり、この内、土岐市十社、瑞浪市三社である」旨の答弁があり、続いて、「教育費の下石小学校の放課後教室実施設計委託費、三百二十万円について、その面積規模と構造は」との質疑がなされ、「プレハブ構造平屋建ての一〇〇㎡程度の教室を主に、設備としてはエアコン、手洗い場、ロッカーなどの設置を予定している」旨の答弁があり、続いて、「下石小学校での特殊学級を含めた、教室の利用状況と今後の見通しは」との質疑がなされ、「現在、特殊学級と一年生から六年生までの教室数は全部で十三教室である。しかし、来年度の新一年生は八十一人を見込んでおり、三クラスとなるため一教室増えることとなり、今後三年間は放課後教室として対応する教室がまったく確保できない状況である」旨の答弁があり、「土岐市の厳しい財政状況を再認識し、市全体でよく協議をしていただき、市内部でできることは内部で行なうよう進めていただきたい」との意見がありました。

続いて、「商工費の都市エリア産業官連携促進事業について、陶磁器試験場が参画する一〇〇〇度以下での焼成の研究とはどういったものか」との質疑がなされ、「愛知工業大学の小林教授が、低温で焼成できる技術を開発され、それを一般に使われている原料を使用し、一〇〇〇度以下で焼成できる技術研究を進めていくものである」旨の答弁がありました。

▼「土岐市営住宅管理条例及び土岐市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」は、「この条例における暴力団員の定義は」との質疑がなされ、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に、暴力団員とは、暴力団の構成員をいう」となっており、暴力団員として警察に認定されている者が暴力団員である旨の答弁があり、続いて、「市営住宅への入居希望申請者全員について、暴力団員であるかどうかを警察に確認するのか」との質疑がなされ、「新規入居者に関しては、同意書及び誓約書をもらい、すべて岐阜県警察本部へ照会する。既存入居者に対しては、条例改正前に入居しているため、問い合わせ等は行なわないが、警察から暴力団員である旨の通知を受ければ、対応する」旨の答弁がありました。

第一常任委員会

第一常任委員会に審査を付託された案件の主な審査内容は、次の通りです。

▼「平成二十年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中、歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分について」は、「今年度の普通交付税は、昨年度と比べてどうか」との質疑がなされ、「今年度の普通交付税の決定額は、三十七億四千四百三十二万四千円である。昨年度が、三十五億四千三百八十万六千円であり、前年度比、四・八パーセント増で、一億七千五百一十一万八千円の増額となっている」旨の答弁があり、続いて、「社会福祉費の福祉輸送普及促進モデル事業の財源内訳と今後の事業計画は」との質疑がなされ、「この事業は国が示すモデル事業であり、財源内訳は、国費、地方公共団体補助金、事業者負担がそれぞれ三分の一である。また、地方公共団体補助金については、土岐市、多治見市及び瑞浪市で、それぞれ三分の一となっている。事業計画については、十月下旬から十一月に、地方公共団体から国へモデル事業として申請し、来年一月から二月に認可が下りる予定である。その後、事業者が補助を受けて事業を行う」

旨の答弁があり、続いて、「この事業での運営に対し、赤字補填することはあるのか」との質疑がなされ、「当初の設備費に対する補助は行つが、運営費に対する補助はしないこととしている」旨の答弁がありました。

▼「平成二十年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について」は、「退職者被保険者等療養費、退職被保険者等高額療養費が、当初予算と比べると倍になっているが、その要因は」との質疑がなされ、「本年四月から退職者医療制度は廃止されているが、経過措置による対象人数が見込みより多くなったこと。また、昨年度三月までに受診された方の医療費で、本年四月以降に請求された金額が見込みより大きく上回ったことが要因である」旨の答弁がありました。

質疑終了後、「本年四月から後期高齢者医療制度が導入されたことにより、退職者医療制度が廃止され、経過措置による運用が行われているが、国民健康保険料の増額、後期高齢者医療制度の不備など、医療制度そのものに問題があるため、この補正予算には反対する」旨の反対討論がありました。

▼「土岐市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」は、「現在、派遣されている職員はいるのか」との質疑がなされ、「現在、派遣している職員はいないが、以前には、財団法人岐阜県市町村職員研修センターへ派遣した実績がある」旨の答弁がありました。

▼「土岐市ふるさと応援基金条例について」は、「第二条に、子供に関する事業、陶磁器産業振興に関する事業、住みよいまちづくりに関する事業の三事業が規定してあるが、寄附者側が指定することはできるのか」との質疑がなされ、「寄附者の意向を尊重し、それぞれの事業に充てていくことになる」旨の答弁がありました。

▼「土岐市税条例の一部を改正する条例について」は、「来年十月から六十五歳以上の年金受給者の年金所得から市民税の特別徴収を開始するが、対象者は何人か。そのためのスケジュールは」との質疑がなされ、「対象者は、四千六百八人程度と推測している。また、スケジュールについては、来年十月一日から導入されるため、特別徴収義務者である社会保険庁等とのデータのやり取りを来年一月からスタートする予定である」旨の答弁があり、続いて、「入湯税の特例の三年間延長について、当初、軽減措置を講じた理由として、土岐市温泉活用型健康増進施設パークデソパークSOGIオープンに伴い、周

知期間ということで行った。現在は、年間三十万人を超える入場者もあり、周知目的は達成されたのではないかと、この時期に税の負担が増えることによる影響を危惧し、三年間の延長を行い、状況を見据えていきたい」旨の答弁がありました。

質疑終了後、「市民税の特別徴収が、国の制度改正により始まるが、年金から、介護保険料や後期高齢者保険料に合わせて天引きされることにより、年金手取り額が減額され、後期高齢者医療制度の天引き時と同じように、高齢者の怒りが広がることが予想される。この条例は国の制度改正に伴う改正であることは理解するが、年金生活者の方の不満などを考え、反対する」旨の反対討論がありました。

